

パテントリンケージ制度において 信用毀損行為の成否が争われた事例 ーパテントリンケージ信用毀損行為差止請求事件ー

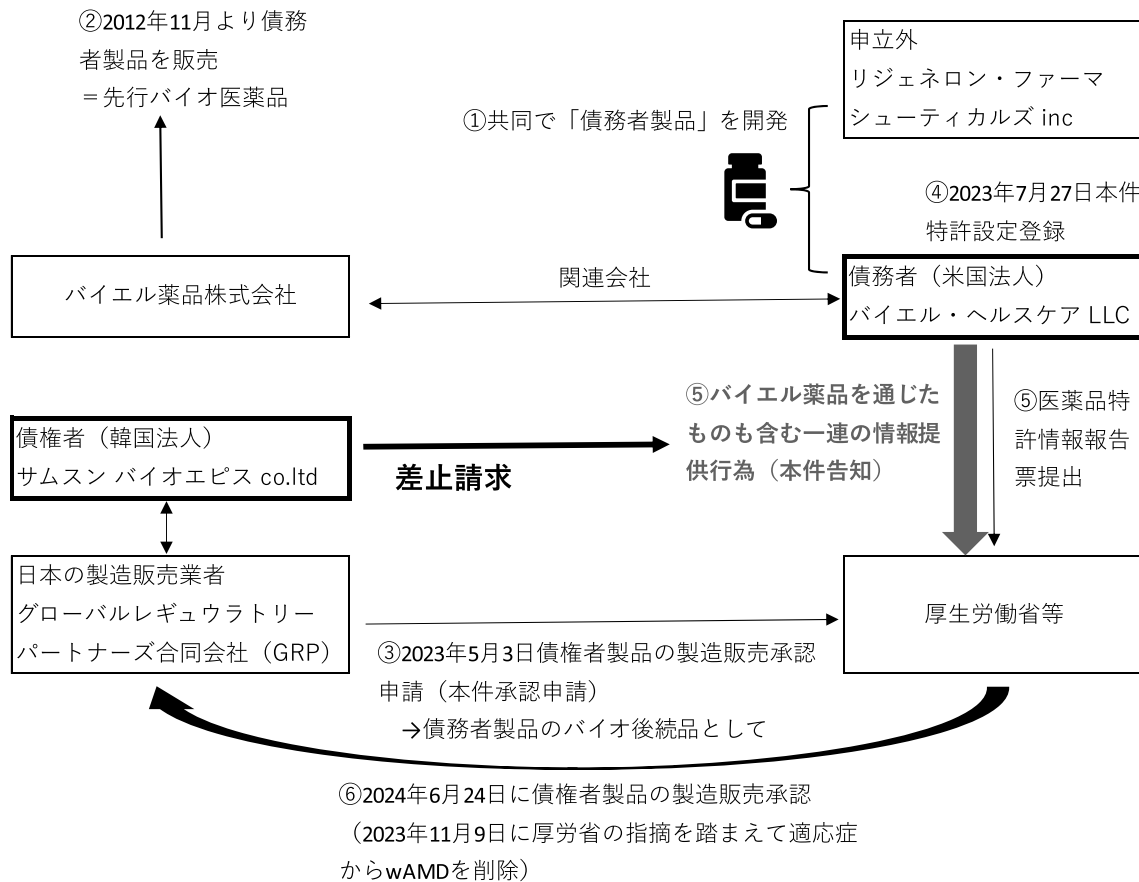
東京地裁令和6年10月28日決定

(令和6年(ヨ)第30029号不正競争防止法違反に基づく差止仮処分申立事件)

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

- 1 本件は、債権者が進めていた債権者製品（先行バイオ医薬品である債務者製品のバイオ後続品）の製造販売承認申請に関連して、債務者が、厚労省等に対し、債務者製品のバイオ後続品を製造販売する行為が、債務者の有する特許権（特許第7320919号、発明の名称：小さい活動性脈絡膜新生血管病変を有する加齢黄斑変性症の治療、以下「本件特許権」という。）を侵害する旨の情報提供をした一連の行為（以下「本件告知」という。）が、不競法2条1項21号所定の信用毀損行為にあたるとして、債権者が、不競法3条1項に基づく差止請求権を被保全権利として、債務者に対し、本件告知の差止めの仮処分を求めた事案である。その概要は次頁の図のとおりである。
- 2 本件の特徴は、①本件告知が、所謂パテントリンケージ制度において、特許権者が、バイオ後続品が先行バイオ医薬品にかかる特許に抵触する旨を回答する行為の一環としてなされている点、②告知の相手方が、取引先等ではなく厚労省等である点、などにあると考えられ、本決定は、不競法2条1項21号所定の信用毀損行為該当性及びその判断基準につき、興味深い判示をしている点が注目される。



第2 本件告知の内容

- 1 債務者が自ら又は関連会社のバイエル薬品を通じて、厚労省等に対してした本件告知の内容（の一部）は、概ね以下のとおりである（括弧内の※印箇所は筆者にて付した）。

「貴省から、先発企業のバイエル薬品を通じて、特許権者である Bayer HealthCare LLC（※債務者）に、特許権者の意見についてお問い合わせいただいたところ、当該特許権者から、貴省に対して、アイリーアBS（※バイオ後続品）を承認および製造販売すれば、有効な特許である特許7320919号（※本件特許権）を侵害するとの回答がなされた。アイリーアBSが製造販売されると、特許権者等とBSメーカーとの間で特許権侵害に係る法的紛争が生じることは必至です。そして、その紛争において裁判所が差止めを認めれば、BSメーカーに安定供給義務違反が生じます。そのような事態を避けるうえでも、特許8の存続期間満了まで特許権の存在には十分留意されるべきです。」

- 2 上記の本件告知の内容は、2023年9月21日、債権者、GRP及び厚労省で開催された本件承認申請に関する会議の中で、厚労省が債務者の見解に言及したことを契機に、債権者が厚労省にその内容を確認したのに対して、厚労省の担当者が、2023年12月27日、GRPに対して、債務者側の回答として上記1の鉤括弧内の内容をメールで返答したことにより、債権者側の知るところとなった。